掛川城天守閣開門30周年記念ロゴマーク使用要領

掛川城天守閣開門30周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という｡)の適正な使用とその普及促進を図るため、次のとおり使用要領を定める。

（ロゴマークの目的）

第１条　ロゴマークは、掛川城天守閣開門30周年記念事業のシンボルとして、製作物、商品、媒体等への幅広い適切な使用を促すことにより、その認知度を高めるとともに、当該事業の浸透を図ることを目的とする。

（使用承認の申請）

第２条　ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ掛川城天守閣開門30周年記念ロゴマーク使用承認申請書（様式第１号）に、ロゴマークを使用する印刷物の原稿等イメージがわかる書面を添えて申請し、掛川城天守閣開門30周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という｡)の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 国又は地方公共団体及びこれに準ずる団体が使用する場合

(2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合

(3) 報道関係機関以外（機関紙や地方広報紙等）で、実行委員会がその使用目的を前号に準ずるものと認めた場合

(4) 掛川市、掛川市教育委員会の主催又は共催の事業において使用する場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか実行委員会が特に認める場合

（使用承認審査）

第３条　実行委員会は、前条の申請書を受理した場合は、次項の基準に従い、その内容を審査する。

２　ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、実行委員会はこれを承認しない。

(1) 掛川城天守閣開門30周年記念事業のイメージ又は価値を害する恐れがある場合

(2) 特定の政治、宗教、選挙活動に利用される恐れのある場合

(3) 特定の個人又は団体を実行委員会及び市が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用される恐れのある場合

(4) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合

(5) 実行委員会の事業及び実行委員会が認めた関連事業を推進する上で支障となる恐れがある場合

(6) 法令や公序良俗に反すると認められる場合

(7)第１条に規定する目的に反すると認められる場合

(8) 前各号に掲げる場合のほか承認することが不適当と認められる場合

（使用承認）

第４条　実行委員会は、前条の審査の結果、当該使用が市のＰＲに寄与すると認めたときは、使用を承認する。この場合において、実行委員会は、使用承認を受けた者（以下「使用者」という｡)に対して、承認番号を付した掛川城天守閣開門30周年記念ロゴマーク使用承認通知書（様式第２号）を交付するものとする。

２　実行委員会は、前条の規定により、使用の承認をしない場合、掛川城天守閣開門30周年記念ロゴマーク使用不承認通知書（様式第３号）を交付するものとする。

（使用料）

第５条　ロゴマークの使用者に対する使用料は、無料とする。

（承認内容の変更）

第６条　使用者が使用承認の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ掛川城天守閣開門30周年記念ロゴマーク変更承認申請書（様式第４号）により変更承認申請を実行委員会にしなければならない。この際、使用承認通知書を添付するものとする。

（使用期限）

第７条　使用承認期限は、第４条第１項により使用承認を受けた日から令和７年３月31日までとする。

（ロゴマークデザインの適正使用）

第８条　使用者は、ロゴマークの使用に関して掛川城天守閣開門30周年記念事業のイメージ及び信用性を損なうことがないように適正に使用する。

２　ロゴマークのデザインは、使用ガイドラインに基づくものとする。

３　ロゴマークの表示に要する経費は、使用者の負担とする。ただし、実行委員会の承認を受けた者はこの限りではない。

（商標登録等）

第９条　使用者はロゴマーク並びにロゴマークを含む商標及び模様について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。

（報告義務）

第10条 実行委員会は使用者に対し、デザイン等の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができ、使用者は速やかにこれに応じなければならない。

（第三者に対する承認）

第11条　実行委員会は、既に使用者に対して承認した商品等と同一又は類似の商品等に対して承認をすることができる。この場合において、使用者は、実行委員会に対して、当該承認について何らの異議を述べることはできない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第12条　使用者は、承認によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し又は承継させてはならず、承認にもとづくデザイン等の使用権を第三者に対し再承認してはならない。

（著作権侵害行為への対処）

第13条　実行委員会及び使用者は、第三者によるデザイン等の著作権の侵害行為を知った場合、相互に相手方に通知するとともに、双方協力して侵害行為に対処するものとする。この場合において、実行委員会は使用者と協議のうえ、使用者のデザイン等の使用が円滑になされるよう、必要な手続をとるものとする。

（問題への対処）

第14条　ロゴマークの使用に起因する問題が起こった場合は、実行委員会及び市は一切の責任を負わない。また、使用者は、問題が発生した際には、速やかに実行委員会に報告するとともに、対策を講じなければならないものとする。

（紛争の解決）

第15条　使用者は、第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとし、実行委員会に対し何ら迷惑をかけないものとする。

（使用者の物品に対する責任）

第16条　使用者の物品の安全性、品質等については、全て使用者が責任を負い、実行委員会に対し何ら迷惑をかけないものとする。

（製造の委託における管理監督責任）

第17条　使用者は、物品の製造を第三者に委託しようとする場合は、受託者がこの要領の各条項に違反することがないよう管理監督責任を負わなければならない。

２　受託者の違反行為により実行委員会が損害を受けた場合は、使用者がその損害を賠償しなければならない。

（損害賠償）

第18条　使用者の物品の構造上、製造上その他の瑕疵により第三者が損害を受け、その結果、実行委員会が当該第三者に対する損害賠償、訴訟費用その他の費用を支出した場合は、使用者は、実行委員会に対して、直ちにその費用を弁償しなければならない。

（秘密の保持）

第19条　実行委員会及び使用者は、承認に関し知り得た相手方の営業上の秘密を保持し、第三者に漏らしてはならない。承認期間終了後においても同様とする。

２　実行委員会及び使用者は、自己の従業員その他の者に、前項の規定による義務の履行を遵守させなければならない。

（承認終了後の処理）

第20条　承認期間が終了した場合の使用者の在庫物品については、使用者は、承認期間終了時から６か月以内に限り、販売することができる。

（改善の指示）

第21条　実行委員会は、使用者が要領、使用ガイドラインを遵守せずにロゴマークを使用している場合は、承認後にあっても使用者に改善を指示することができる。

（使用承認の取り消し）

第22条　実行委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合又はそのおそれがある場合は、書面による通知により、直ちに使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

(1) 使用者が自ら振り出し、又は裏書した手形又は小切手が不渡処分を受けた場合

(2) 使用者が公租公課の滞納処分を受けた場合

(3) 使用者が自らの債務不履行により、差押え、仮差押え、仮処分等を受けた場合

(4) 使用者が破産申立て、民事再生若しくは会社更生の申立てをなし、又はこれらの申立てを受けた場合

(5) 使用者が解散、合併又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議し、それによってこの要領の遵守に支障が生じた場合

(6) 使用者が監督官庁から営業の取消し又はそれに準ずる処分を受けた場合

(7) 使用者が第21条の改善の求めに応じなかった場合

(8) 使用者がこの要領の各条項に違反した場合

(9) 使用者が重大な背信行為を行った場合

(10) デザイン等に関する掛川市の権限の行使に支障が生じた場合

(11) 前各号に掲げる場合のほか、使用者によるこの要領の遵守が困難であると認められる相当の事由がある場合

２　使用者は、承認が取り消された場合は、自己の責任と費用負担において、使用承認に基づいて製造した一切の物品の販売等を停止し、又は廃棄処分しなければならない。

３　承認の取消しにより、実行委員会又は第三者に損害賠償、訴訟費用その他の費用が生じた場合は、使用者はその費用を負担しなければならない。

（使用者の責務）

第23条　使用者は、信義に従い、誠実にこの要領の規定に基づきロゴマークを使用しなければならない。

（雑則）

第24条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附　則

この要領は、令和６年３月１日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

掛川城天守閣開門30周年記念ロゴマーク使用承認申請書

年　　月　　日

掛川城天守閣開門30周年記念事業実行委員会

住　所

申請者

氏　名

電話番号

　　掛川城天守閣開門30周年記念ロゴマーク使用要領に基づき、ロゴマーク使用の承認を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用区分 | □　印刷物（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□　看板（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□　ＷＥＢ（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）※該当にチェックのうえ具体的な使用方法を記載 |
| 使用目的 |  |
| 具体的な使用内容 | ※制作数量・サイズ、使用場所・回数等（別紙可） |
| 使用予定デザイン番号 | □①　□②　□③　□④ |
| 形式データ | □PNG　□PDF　□AIデータ※ご希望がない場合は、PNGデータをお送りします。 |
| 使用期間 | 　年　　月　　日　　～　　　　年　　月　　日 |
| 連絡先 | 住所 | 〒 |
| 所属 |  | 氏名 |  |
| ＴＥＬ |  | ＦＡＸ |  |
| E-mail | ※承認後、画像データをメールでお送りしますので、必ずご記入ください。 |
| 備考 |  |

　【添付書類】

(1) 申請者の概要が分かる資料（法人その他の団体の場合に限る｡）

(2) ロゴマークの使用見本

様式第２号（第４条関係）

掛川城天守閣開門30周年記念ロゴマーク使用承認通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

掛川城天守閣開門30周年記念事業実行委員会

　　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった掛川城天守閣開門30周年記念ロゴマーク使用の承認については、次のとおり承認したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 承認年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 承認番号 |  |

　【使用の条件】

(1) 使用者は、この要領に基づくデザインを使用した物品等の完成品（カラー写真可）の提出を求められた場合は、これに応じること。

※写真の場合には、ロゴマーク・文字等が分かる資料とする。

(2) 実行委員会は、物品等による確認の結果、デザイン等の使用が適正でないと認める場合は、使用者に対し、是正若しくは、使用の停止を求めることができる。

様式第３号（第４条関係）

掛川城天守閣開門30周年記念ロゴマーク使用不承認通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

掛川城天守閣開門30周年記念事業実行委員会

　　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった掛川城天守閣開門30周年記念ロゴマーク使用の承認については、次のとおり不承認としたので通知します。

|  |
| --- |
| 不　　承　　認　　の　　理　　由 |
|  |

（注）

１　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、掛川市長に対して審査請求をすることができます。

２　この決定に不服がある場合は、１の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

３　１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。

様式第４号（第６条関係）

掛川城天守閣開門30周年記念ロゴマーク変更承認申請書

年　　月　　日

掛川城天守閣開門30周年記念事業実行委員会

住　所

申請者

氏　名

電話番号

　　掛川城天守閣開門30周年記念ロゴマーク使用要領に基づき、ロゴマーク変更承認を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 承認番号 | ※使用承認通知書に記載された番号をご記入ください。 |
| 変更内容 |  |
| 変更理由 |  |
| 連絡先 | 住所 | 〒 |
| 所属 |  | 氏名 |  |
| ＴＥＬ |  | ＦＡＸ |  |
| E-mail |  |
| 備考 |  |

　【添付書類】

変更後のデザイン（デザイン変更の場合に限る｡）